

第 38 号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第 39 号議案

令和 5 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者
選考要項及び令和 5 年度久留米市立久留米特別支援学校
高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 10 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 5 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項
及び令和 5 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者
選考要項を定めようとするものである。

令和5年度 久留米市立久留米特別支援学校
高等部入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込の者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	78人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和5年1月27日（金）から令和5年2月3日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、令和5年2月17日（金）とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和5年3月9日（木）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 2次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として2次募集を行うものとする。追加募集の有無や期日の公表は、1次の発表後に行う。

- 1 募集期間は令和5年3月15日（水）から3月17日（金）の正午までとする。
- 2 検査期日は令和5年3月22日（水）とする。
- 3 合格者発表は令和5年3月23日（木）の午前9時とする。

**令和5年度 久留米市立久留米特別支援学校
高等部訪問教育入学者選考要項**

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部で訪問教育を受けていた者で、令和5年3月卒業見込の者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込の者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	3人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和5年1月27日（金）から令和5年2月3日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

(1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。

(2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。

(3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により入学者を決定するものとする。

2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

(1) 検査期日は、令和5年2月13日（月）から令和5年2月17日（金）までの期間で久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

(1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状態等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。

(2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

1 合格者発表の期日は、令和5年3月9日（木）午前9時とする。

2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

第 4 0 号議案

令和 5 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動
方針について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 5 年度久留米市立小・中・
特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和5年度

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人事異動方針

－久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 時代の大きな転換期にある中、「久留米市教育に関する大綱」並びに「久留米市教育振興プラン」に基づき、ともに未来を創るくるめっ子を目指し、子どもの「つくる力・つなぐ力・つらぬく力」をはぐくむために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 「久留米市教育振興プラン」に掲げる4つの重点と土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

令和5年度人事異動取扱要綱

－久留米市立小・中・特別支援学校－

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、 弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、 山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、 南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、 御井小、山川小
南部地区 (13校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、 城島小、江上小、青木小、西牟田小、犬塚小、三瀧小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀧中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
 - (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
 - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
 - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
 - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
 - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
 - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
 - (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
 - (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
 - (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
 - (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
 - (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
 - (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
 - (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
 - (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

 - (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。

- (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。
- (3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。
 - ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。
 - イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。
- (4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
- (5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
- (6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。
- (7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。
 - ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。
 - ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合
 - イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合
 - ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合
- (2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。

7 再任用職員

教職員の再任用(更新を含む。)については、再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。

* 市町村教育委員会の内申手続について

人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)

- (1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。
- (2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
- (3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
- (4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

(平成29年11月14日改正)

県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

2 交流の考え方

(1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

(2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

教育委員会後援事業等に関する報告

R4.9.10からR4.10.9受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和4年11月23日(水) 13:00～	令和4年度 久留米市小・中学校PTA合同研修会	久留米市小・中学校PTA連合協議会	久留米シティプラザ(ザ・グランドホール)	後援	学校教育課
2	令和4年10月30日(日) 14:00～15:30	大曲 翔 バイオリンリサイタル	株式会社 BROWN LABEL JAPAN	久留米シティプラザ グランドホール	後援★	学校教育課
3	令和4年9月25日(日) 10:00～17:00	第38回ダヴィンチマスターズ	一般社団法人ダヴィンチマスターズ	東京都内会場よりオンライン配信	後援★	学校教育課
4	令和4年12月1日(木)～令和5年11月30日(木)	第15回 こども絵画コンクール	福岡県遊技業協同組合(青年部会)	特設WEBサイトにて公開	後援★	学校教育課
5	令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)	おうちSTEAMプロジェクト	STEAM KIDS JAPAN	オンライン上で開催(slack・zoom)	後援	学校教育課
6	令和4年10月23日(日)9:15～16:00	ちくご子どもキャンパス「収穫の秋！芋ほりキャンピン田主丸」	特定非営利活動法人 PORT	ONE FARM	後援	学校教育課
7	令和4年10月12日(水)・22日(土)・28日(金) 9:30～12:00	こどもみらいガイド 講座	子供と家族の未来を守るプロジェクト事務局	コスモすまいる北野 会議室・研修室	後援	学校教育課
8	令和4年10月15日(土)13:30～15:15	トラブルが続発する11月でも授業を中心に「ネタ」と「アイデア」を持つ教師なら乗り越えられる セミナー	NPO福岡子ども未来工房	久留米市立南薫小学校	後援	学校教育課
9	令和5年2月4日(日)～令和5年2月26日(日)	令和4年度 福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」	福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」実行委員会	八女市田崎廣助美術館	後援★	学校教育課
10	令和5年1月28日(土) 14:00～16:00	発達障害早期総合支援事業(くるめサマー・トリートメント・プログラム)	NPO法人くるめSTP	Zoomによるオンラインセミナー	後援	学校教育課
11	令和4年11月5日(土)～11月6日(日) 10:00～15:00	ハレルーヤマルシェ	特定非営利活動法人 くるぶら	久留米百年公園	後援	学校教育課
12	令和4年10月30日(日)10:00～15:00	秋の自由研究～木工時計づくり・かぼちゃランタンづくり～	ハレルーヤカウンター	合川コミュニティーセンター	後援	学校教育課
13	令和4年10月30日(日)14:00～16:00	九州プロレス久留米大会「久留米ば元気にするっタイ！」	NPO法人九州プロレス	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	体育スポーツ課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
14	令和4年10月30日(日)14:00～15:30	公式ドッジボール体験会	南薫クラブ 南薫ミラクル☆スターズ	南薫小学校 体育館	後援	体育スポーツ課
15	令和4年11月26日(土)18:00～20:00	ふるさとの唄2022野田かつひこコンサート～Life History 九州の風とメロディ～久留米公演	野田かつひこコンサート実行委員会	久留米市文化センター 共同ホール	後援	生涯学習推進課
16	令和4年10月8日(土)・11月26日(土)・12月10日(土)10:00～12:00	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	久留米市文化センター 共同ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和4年11月5日(土)18:30～20:30	久留米室内管弦楽団第50回記念定期演奏会	久留米室内管弦楽団	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
18	令和4年11月12日(土)13:00～15:00	一般財団法人日本プロスピーカー久留米支部設立1周年記念講演会	一般財団法人日本プロスピーカー協会 久留米支部	石橋文化センター 石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
19	令和4年11月5日(土)14:00～16:00	福岡県退職教職員協会久留米支会教育文化事業 ふれあいコンサート	一般財団法人福岡県退職教職員協会久留米支会	石橋文化センター 共同ホール	後援	生涯学習推進課
20	令和4年10月19日(水)10月26日(水)11月2日(水)11月10日(木)11月17日(木)12月1日(木)[計6回]18:00～19:30	久留米大学公開講座「最先端のがん医療」	久留米大学	えーるピア久留米	共催	生涯学習推進課
21	令和5年7月1日(土)～30日(日)10:00～17:00	第7回青木繁記念大賞ビエンナーレ	青木繁記念大賞ビエンナーレ実行委員会	久留米市美術館1階展示室	共催★	生涯学習推進課
22	令和4年10月16日(日)10時～15時	久留米工業大学SKY Festa	久留米工業大学	久留米工業大学 航空宇宙実習棟	後援★	生涯学習推進課
23	令和4年11月20日(日)14:00開演	パペットシアターPROJECT	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	御井校区コミュニティセンター 大ホール	後援	生涯学習推進課
24	令和5年2月1日(水)～28日(火)	第21回ジュニア青木繁展	久留米連合文化会	久留米連合文化会ホームページ ウェブ展示	後援	生涯学習推進課
25	①令和4年11月4日(金)12:00～14:30・11月5日(土)10:00～14:30 ②令和4年11月11日(金)12:00～14:30・11月12日(土)10:00～14:30 ③令和4年11月18日(金)10:00～14:30・11月19日(土)10:00～14:30	家事と家計の講習会	久留米友の会	①えーるピア久留米 ②大川市子育て支援総合施設モックランド ③久留米友の家	後援	生涯学習推進課
26	令和4年12月18日(日)10:30～14:30	親子であそぶ人形劇がっこう	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	ピーポート甘木 第4・5学習室	後援	生涯学習推進課
27	令和4年10月22日(土)～12月4日(日)9:00～17:00	グリーンマルシェ 秋の植木まつり	くるめ緑花センター協同組合	くるめ緑花センター、道の駅くるめイベント広場	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
28	令和4年10月29日(土)～30日(日)	野外ライフキャンプ	一般社団法人TJC教育サポート	リーダーハウス・山本の森 キャンプ場	後援	生涯学習推進課
29	令和4年11月19日(土)～20日(日)	秋のリーダーキャンプ	一般社団法人TJC教育サポート	リーダーハウス・山本の森 キャンプ場	後援	生涯学習推進課
30	令和4年12月24日(土)～25日(日)	よのなかキャンプ	一般社団法人TJC教育サポート	リーダーハウス	後援	生涯学習推進課

令和4年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

令和4年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日は、下記のとおりです。

記

年	月日	曜日	学校名等
令和5年	3月 1日	水	南筑高等学校
	3月 1日	水	三井中央高等学校
	3月 3日	金	久留米商業高等学校
	3月 3日	金	久留米特別支援学校（高等部）
	3月13日	月	久留米特別支援学校（小学部・中学部）
	3月10日	金	中学校
	3月16日	木	小学校